

介護保険料の軽減について

- 世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方（保険料段階第3段階・第4段階）に対して、保険料の軽減を行っています（生活困窮者軽減）。軽減には申請が必要です。で、お住まいの区の区役所介護保険の窓口でご相談ください。

対象者

- 世帯全員が市町村民税非課税（※1）で次のすべてに該当する方（生活保護受給者・養護老人ホーム入居者は除く）

- ①世帯の年収が右の額以下であること。
- ②扶養を受けていないこと。
- ③活用できる資産を有しないこと。

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

- 預貯金、国債等が1人世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）を超えていないこと。
- 世帯単位で、自己の居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有していないこと。

（以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額）

※2：年間収入については、遺族年金・障がい年金、仕送りなどのあらゆる収入が含まれます。また、介護保険料や介護サービス利用料などが控除できます。

- ④介護保険料を滞納していないこと。

軽減内容

消費税率の引上げに伴い実施している、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階保険料額（年額76,582円）の2分の1に軽減します。

原則、申請月からの適用となります。

※1：保険料段階第1段階・第2段階の方につきましては、公費による軽減強化により、保険料額が生活困窮者軽減適用後の金額（年額76,582円の2分の1）を下回ることになりますので、生活困窮者軽減適用の対象外となります。

- 次の理由で保険料の納付が困難になったとき、保険料が減免される場合があります。

- 震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた方（免除）
- 死亡、心身の重大な障がい、若しくは長期間の入院、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより所得が前年に比べて大幅に減少した（市町村民税均等割非課税相当所得以下となることが見込まれる）方（軽減）

第1号被保険者の保険料はいつから納め始めるの？

保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例

6月2日～7月1日に65歳の誕生日を迎えられた方には、6月分からの保険料を7月から翌年3月までの9か月で均等に割り、各月に生じた100円未満の端数を7月分の保険料に上乗せした納付書を7月中旬にお送りします。

お支払いいただいた介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。